

[別紙]

様式1

事業報告書

自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 つじもとこどもクリニック
- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法人
その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市金谷町15番31号
注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成9年2月17日

- (4) 設立登記年月日 平成9年3月12日

2 事業の概要

- (1)本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	医療法人 つじもと こどもクリニック	4210422442	長崎県諫早市金谷町 15番31号	一般病床 - 床 療養病床 - 床 [医療保険 - 床] [介護保険 - 床]

- 注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2)附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし

(3)収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
該当なし

(4)当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月20日 令和5年度決算の決定

令和6年10月20日 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 つじもとこどもクリニック

※医療法人整理番号 00392

所在地 長崎県諫早市金谷町15番31号

貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	40,139	I 流動負債	11,175
II 固定資産	86,376	II 固定負債	0
1 有形固定資産	21,373	負債合計	11,175
2 無形固定資産	224	純資産の部	
3 その他の資産	64,777	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	105,340
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	115,340
資産合計	126,516	負債・純資産合計	126,516

法人名 医療法人 つじもとこどもクリニック

※医療法人整理番号 00392

所在地 長崎県諫早市金谷町15番31号

損益計算書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	173,098
2 事業費用	193,288
本来業務事業損失	20,190
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	20,190
II 事業外収益	154
III 事業外費用	0
経常損失	20,036
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	20,036
法人税等	△ 3,657
当期純損失	16,378

法人名 医療法人 つじもとこどもクリニック

※医療法人整理番号 00392

所在地 長崎県諫早市金谷町15番31号

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	126,516 千円
2. 負 債 額	11,175 千円
3. 純 資 産 額	115,340 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,139
B 固 定 資 産	86,376
C 資 産 合 計 (A + B)	126,516
D 負 債 合 計	11,175
E 純 資 産 (C - D)	115,340

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 つじもとこどもクリニック

理事長 辻 本 善 樹 殿

私は、医療法人 つじもとこどもクリニック の令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月17日

医療法人 つじもとこどもクリニック

監事 辻 本 美 枝 子